

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 二 十 年 四 月 一 日

目 次

人事委員会規則

○職員任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
○岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四
○管理職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	五
○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(同)	六
○岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
○岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六

人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

職員任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条」を削る。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「本庁部長」を「本庁部長
ぎふ清流国体推進局長」に

改め、同項本庁次長の欄中「次長」を「次長
秘書広報総括監」に改め、「国体準備事務局長」

を削り、県税事務所長を「職員研修所長
岐阜県税事務所長」に、「農林事務所長（岐阜、西濃及び揖

濃、揖斐、恵那及び飛騨農林事務所長に限る。）を「農林事務所長（岐阜、西濃及び揖

斐農林事務所長に限る。）に改め、同項本庁課長の欄中「国体準備事務局次長」を「県食

立病院・看護大法人化推進室長
品安全推進室長
に、笠松競馬支援室長」を
全国豊かな海づくり大
会推進室長」に改め、「地域振興企画監」を削り、「先端技術企画
監」に、「環境事故対策監」を「地球温暖化対策監」に改め、「県立病院企画監」及び
「食品安全推進監」を削り、「観光コンベンション誘致対策監」を「ブランド戦略企画監」
に、「技術指導監」を「技術指導監」に、「総合財務企画監」を
間伐材流通対策監」に、「総合財務企画監」を
障害者スポー
ツ企画監
に、「振興局（振興局の事務所を除く）課長」を
振興局課長（振興局の事
務所の課長（振興課長を除く）を除く）に、「地方自治大学校課長」を「職員研修所
課長」に、「畜産研究所総務課長」を「畜産研究所総務課長
センター家庭支援第二課長」を「西濃子ども相談センター家庭支援課長」に改め、「木
工芸術スクール事務局長」及び「公有地化推進企画監」を削り、「東部広域水道事務所
副所長」を「東部広域水道事務所副所長」に改め、同項課長補佐の欄中「出張所
長」を「出張所長
保健環境研究所食品安全検査センター長」に改め、「東部広域水道事務所川合
浄水場長」を削り、同表教育委員会の項本庁部長の欄中「現代陶芸美術館長」を削り、
同項本庁次長の欄中「教育次長」を「教育次長
義務教育総括監」に改め、「岐阜教育事務所長」
を削り、「美術館副館長」を「美術館副館長
現代陶芸美術館長」に改め、同項本庁課長の欄中「教育
事務所長（岐阜教育事務所長を除く）」を「教育事務所長」に、「美術館学芸課長」を

「美術館学芸部長」に改め、「森林文化アカデミー森林づくりサポートセンター長」を削
り、同項課長補佐の欄中「教育機関の課長」を「教育機関の担当課長」に改め、同表代
表監査委員の項本庁課長の欄中「監査企画監」を削り、同表警察本部長の項課長補佐の
欄中「技能指導官」を「技能指導官
少年補導官」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年
岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第六条の二第二号中「公務」の下に「（外国等派遣条例第二条第一項の規定により派
遣された職員の派遣先の業務並びに公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣
された職員及び公益法人等派遣条例第六条第一項に規定する特定法人に退職派遣された
者（以下「退職派遣者」という。）の派遣先の業務を含む。第二十五条第二項、第二十
八条の七第三号、第四十八条の十一第二項第一号、第五十七条の三第二項第五号及び第
七十四条第一号において同じ。」を、「通勤」の下に「（地方公務員災害補償法（昭和四
十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤及び労働者災害補償保険法（昭
和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤をいう。第二十五条第二項、第
四十八条の七第三号、第四十八条の十一第二項第一号、第五十七条の三第二項第五号及

第七十四条第一号において同じ。」を加え、同条を第六条とする。

第二十五条の十一第二項中「(第六条の規定により給料が半減される場合を含む。)」を削る。

第二十八条第二項中「移動」を「異動」に改める。

第二十九条中「(第六条の規定により給料が半減される場合を含む。)」を削る。

第二十九条の二の十一の四第二項及び第二十九条の二十三第二項中「移動」を「異動」に改める。

第三十六条第三項の表第七号の業務の項中「及び」の下に「現場係並びに」を、「職員」の下に「が現場において従事する業務」を加える。

第三十八条の十三第五項中「林政部全国植樹祭推進事務局」を削る。

第三十八条の十九第七項中「産業労働部産業政策課」を「産業労働観光部産業政策課」に改める。

第四十四条の五第三項中「(第六条の規定により給与が半減される場合を含む。)」を削る。

第七十四条を次のように改める。

(病気休暇)

第七十四条 条例第四十三条の規定により人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

一 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合 その療養に必要と認められる期間

二 結核性疾患の場合 一年の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

三 妊娠に起因する疾病の場合 六月の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

四 前三号に掲げる場合以外の負傷又は疾病の場合 九十日の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

別表第一の三知事の部本庁の項中「参与」の下に「ぎふ清流国体推進局長」を加え、「次長、危機管理副統括監」を「次長、秘書広報総括監、危機管理副統括監」に改め、「国体準備事務局局長」を削り、「国体準備事務局次長」を「食品安全推進室長」に、「個人住民税徴収企画監、少子化対策監、地域福祉推進監、県立病院企画監」を「消費生活対策監、介護支援監、建設産業企画監、入札制度企画監」に、「笠松競馬支援室長」を「県立病院・看護大法人化推進室長、笠松競馬支援室長、全国豊かな海づくり大会推進

室長」に改め、「職員健康管理監」の下に「個人住民税徴収企画監」を加え、「地域振興企画監」を「少子化対策監」に改め、「先端技術企画監」の下に「地球温暖化対策監」を加え、「環境事故対策監」、「食品安全推進監、介護支援監」及び「技術調整監」を削り、「地場産業対策監」の下に「技術調整監」を、「企業誘致監」の下に「ブランド戦略企画監」を、「技術指導監」の下に「間伐材流通対策監」を加え、「建設産業企画監、入札制度企画監」を削り、「検査監」の下に「施設調整企画監、障害者スポーツ企画監、出納審査監」を加え、「観光コンベンション誘致対策監」を削り、同部振興局の項中「事務所の課長」の下に「振興課長を除く。」を加え、同部東京事務所の項中「企業誘致監」を「副所長、企業誘致監」に改め、同部地方自治大学校の項を次のように改める。

職員研修所		
所長	課長	主幹
二種	六種	七種

別表第一の三知事の部県民生活相談センターの項中

所長		二種	
を		課	

長	二種
六種	

に改め、同部病院の項中「事務局長」を「総合医療センターの事務局

長」に改め、「副院長」の下に「事務局長(総合医療センターの事務局長を除く。)」を、「主任部長」の下に「総合医療センターの総務課長」を、「総務課長」の下に「(総合医療センターの総務課長を除く。)」を加え、同部子ども相談センターの項中「家庭支援第二課長」を「課長(西濃子ども相談センターの課長に限る。)」に改め、同部女性相談センターの項中「四種」を「二種」に改め、同部情報科学芸術大学院大学の項中

事務局長		一種	
を		二種	
研究科長、図書館長、センター長		事務局長、研究科	

長、図書館長、センター長	二種	に改め、同部国際たくみアカデミーの項中
「塾長」を「校長」に改め、同部木工芸術スクールの項中「事務局長」を「校長」に改め、同部土木事務所の項中「公有地化推進企画監」を削り、		
(岐阜土木事務所を除く)、道路維持課長(岐阜土木事務所地化推進課長を除く)、指導検査監	六種	課長(施設管理課長を除く)及び公有
施設管理課長(岐阜土木事務所を除く)、道路維持課長(岐阜土木事務所及び公有地化推進課長を除く)、指導検査監	六種	
に改め、同部東部広域水道事務所の項中	副所長	四種
を	副所長	川合浄水場
長 四種 六種	に改め、同表教育委員会の部事務局の項中	教育次長、参与、総合教育、本庁の課長、教育
育センター長 主幹、教育事務所長	を	教育次長(人事委員会の認めるものに限る)、参与、教育次長、義務教育総括監、総合教育センター長、参与、本庁の課長、教育主管、教育事務所長
に改め、同部森林文化アカデミーの項中「森林づくりサポートセンター長」を削り、	事務局長	一種
同部国際情報科学芸術アカデミーの項中	事務局長	一種
を	事務	
学科長	二種	
局長、学科長	二種	に改め、同部博物館の項中「副館長」を削り、「総務部
長」を「副館長」に、「学芸部長」を「部長」に改め、同部現代陶芸美術館の項中		
館長 副館長、総務部長 学芸部長	一種 二種 四種	館長、副館長 部長 四種
の部事務局の項中「監査企画監」を削る。	を	に改め、同表監査委員
別表第五小学校の表高山市の部中	「莊川小学校 秋神小学校」	を「莊川小学校」に改め、日和田小
学校の項を削る。	別表第五の三中	長野県飯田市北方八五六の一
を削る。	恵那山トンネル交通管制室	
附 則		
1 この規則は、公布の日から施行する。		
2 改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第七十四条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に承認を受けた病気休暇から適用し、施行日前に承認を受けた病気休暇については、なお従前の例による。		
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。		

平成二十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「第五号」を「第六号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号及び第三号中「第五号」を「第六号」に改める。

附則第十七項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

附則別表第二中

百分の十四	東京都のうち 特別区
百分の十二	愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 大阪市
百分の二	岐阜県のうち 岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 名古屋事務所農産物情報センター

を

百分の十六	東京都のうち 特別区
百分の十三	大阪府のうち 大阪市
百分の十二	愛知県のうち 名古屋市 名古屋事務所農産物情報センター

に改める。

百分の二・五 岐阜県のうち

岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「部長」の下に「ぎふ清流国体推進局長」を、「次長」の下に「秘書広報総括監」を加え、「国体準備事務局次長」を「国体準備事務局次長」を「県立病院・看護大法人化推進室長、食品安全推進室長」に改め、「笠松競馬支援室長」の下に「全国豊かな海づくり大会推進室長」を加え、「地域振興企画監」を削り、「先端技術企画監」の下に「消費生活対策監」を加え、「環境事故対策監、地域福祉推進監」を「地球温暖化対策監」に改め、「県立病院企画監」及び「食品安全推進監」を削り、「観光コンベンション誘致対策監」を「ブランド戦略企画監」に改め、「技術指導監」の下に「間伐材流通対策監」を、「検査監」の下に「施設調整企画監、障害者スポーツ企画監、出納審査監」を加え、同表振興局の項中「事務所の課長」の下に「振興課長を除く。」を加え、同表子ども相談センターの項中「家庭支援第二課長」を「家庭支援課長（西濃子ども相談センターに限る。）」に改め、同表土木事務所の項中「公有地化推進企画監」及び「主幹」を削り、同表東京事務所の項中「所長」の下に「副所長」を、「企業誘致監」の下に「産業振興課長」を加え、同表地方自治大学の項中「地方自治大学校」を「職員研修所」に、「校長、管理監」を「所長」に改め、「研修課長」の下に「主幹」を加え、同表県民生活相談センターの項中「所

長」の下に「課長」を加え、同表国際たくみアカデミーの項中「塾長」を「校長」に改め、同表木工芸術スクールの項中「事務局長」を「校長」に改め、同表東部広域水道事務所の項中「副所長」の下に「川合浄水場長」を加える。

別表第三事務局の部本庁の項中「参与」の下に「義務教育総括監」を加え、同表森林文化アカデミーの部中「森林づくりサポートセンター長」を削る。

別表第五事務局の項中「監査企画監」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十三項から附則第十六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十二項の次に次の一項を加える。

（平成二十一年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

13 第六項から第十一項までの規定は、平成二十一年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十一年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十一年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十年十二月三十一日」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十年十

二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十一年一月一日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則（昭和四十六年岐阜県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「定めるの」を「定める」に改め、同条を第三条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一条第二條第一項第一号に該当する公益法人等の項中「財団法人岐阜県産業デザインセンター」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発 行 者
行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)